

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和二年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和二年四月十三日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
伊藤久幸後援会	伊藤 久幸	伊藤 貞子	広島県山県郡北広島町新庄 8 8 9 - 1
大瀬のりあき後援会	大瀬 敬昭	田尾 健一	広島県広島市安佐南区長束 6 - 9 - 2 6 - 3 0 1
おぎ村ふみ規後援会” 拓善会”	荻村 文規	荻村 和美	広島県廿日市市物見西 1 - 1 1 - 1 5 - 1 0 3
小倉昌君後援会	小倉 昌君	小倉 幸征	広島県呉市倉橋町 1 2 0 4
上田泰弘後援会	沖野 英樹	上田 君子	広島県三原市港町 1 - 2 0 - 1
宏友会	羽原 史朗	中村 公隆	広島県福山市大門町 4 - 2 2 - 1 5
国旗掲揚促進会	島村 成就	島村 成就	広島県広島市佐伯区観音台 1 - 3 9 - 1 2
駄賀弘二後援会	駄賀 弘二	柏原 圭三	広島県尾道市天満町 1 6 - 1 3
福田つとむ後援会	福田 勉	後藤 守	広島県府中市栗柄町 3 0 7 7 - 3
的場博之後援会	的場 博之	的場 満	広島県広島市安佐南区伴東 2 - 2 8 - 7